

●論文

鳥取市湖南地区人権・同和問題意識調査の分析

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

[1] 本調査の意義

(1) 住民・当事者主体の調査

社会調査は、調査方法や標本抽出方法などによって様々に分類されるが、調査主体の違いによる分類もその意義に大きな影響を与える重要な要素である。筆者自身、差別問題や人権課題に関する様々な調査に参画してきたが、これまでに関わってきた調査を調査主体で大別すると次の3つに分類することができる。

第1は、行政調査である。行政が直接調査を実施する場合もあれば、専門家などによる調査委員会を設置する場合もある。この種の調査は、特に量的調査を行う場合、住民基本台帳を使用して標本抽出を行うことが可能になるなど、調査結果の信頼性や社会性において優れている。

第2は、学術調査である。研究者が自らの仮説を立証し、科学的な知見を検証する目的で実施するものである。筆者が行った調査では、土地価格の調査などがこれにあたる。

第3は、当事者主体の調査である。自分たちの地域、自分たちの課題を自分たちの手で明らかにし、社会への訴えや今後の取り組みの指針を得ようとして実施されるものである。

もちろんこうした3分類は、お互いが相互に重なり合って実施される場合が多い。例えば、長野県下高井郡木島平村での人権意識調査は、調査の実施に至る経過や調査委員の構成、調査票の作成などから見れば明らかに住民・当事者

主体の調査であるが、予算や実務においては木島平村の行政調査として実施された（参照：拙著『「人権の世間」をつくる』2013年解放出版社）。また行政調査に、理論的な仮説を組み込みこんで調査票が設計されることも珍しくない。

しかし本稿で取り上げる鳥取市湖南地区人権・同和問題意識調査は、徹頭徹尾、住民・当事者主体の調査として実施されたものである。この調査は、住民・当事者主体の調査の典型例であるといっても過言ではない。

（２）調査に至る経過

いずれの調査においてもそうであるが、とりわけ住民・当事者主体の調査にあっては、その実施に至る地道な取り組みが存在している。降って湧いたような住民・当事者主体の調査はない。湖南地区人権・同和問題意識調査も例外ではない。

筆者がこの地域の「人権のまちづくり」に関わってすでに20年ほどの歳月が経過している。きっかけは湖南地区のPTAにおける人権学習に招かれたことである。思えば、このころからの取り組みの蓄積の上に今回の調査が成り立っているのであろう。湖南地区における取り組みの経過については別の機会に譲るが、PTA活動から出発したこの20年間ほどの営みの上に今回の調査が位置付いているのは確かである。

1998年に上梓した拙著『人権のステージ』（解放出版社）には、湖南地区の取り組みについて、「PTA活動への注目」との小見出しの下に、当時、次のような一節を設けている。

「PTA活動への注目」

校区を舞台にした人と人との豊かな関係づくり。それを教育という課題に即して考えてみた場合、見えてくるものの一つにPTAという校区の保護者

組織の取り組みがあります。私自身はそれを、数年前、鳥取市湖南地区のPTA 研修会に招かれたことを通じて教えられました。

観光地として有名な吉岡温泉を含む湖南地区には、二つの小規模部落が存在しています。以前からの知り合いである地元の部落解放同盟の支部長、林光宏さんがPTA の役員もしていたことから「保護者の勉強会にきて話をしてくれ」とお誘いを受けたものです。

打ち合わせの中で林さんは、主催は「3P」だと言うのです。つまり、湖南地区にある保育所、小学校、中学校の3つのPTA が合同で開催する研修会だったのです。「それはめずらしいですね、随分進んだ取り組みですね」と言うと、林さんはキョトンとした顔をされたのを覚えています。話している内に、やがてその事情がのみこめました。ここでは、部落問題学習に限らず、保護者が参加した教育活動を中学校区を単位に、3つのPTA が合同で開催することは珍しいことではなかったのです。

子どもが生まれる以前から、そして子どもが卒業してからも、同じ地域に住む住民同士のつながりが地域には存在しています。そうしたありのままの生活の姿を教育の現場に映し出すと、そこにPTA という保護者の組織があり、子どもの学齢差によってそれが保・小・中の3組織に分かれているだけだということなのです。当然どの教育機関の保護者としても共有すべき教育課題については、3つのPTA が協力して取り組むことが合理的でもあるし、それが当たり前になっているのです。

もちろん、小規模部落なので、部落の保護者だけで集まっても取り組める課題に限界があるという事情も存在しています。また、住民移動の少ない事情も手伝って、2つの部落に対する偏見はなお根深く、校区全体を対象にした研修活動の必要性も大きいと聞きました。そんな事情があるにせよ、しかしそのベースに、校区の教育課題に取り組む住民組織としてPTA がごく自然に位置付いており、必要に応じて、保・小・中の枠を超えて合同して取り

組むことが当たり前になっている「校区教育運動」の事実が実に新鮮に映りました。

「今年の研修会の持ち方はどうしようか」「テーマは何がいいだろうか」「一人でも多くの人に参加してもらうためにどんな働きかけが必要か」などなど。子どもや保護者仲間の様子や課題についての意見を交換しながら、校区の教育課題について親たちが先生たちとともに知恵を出し合う共同作業が積み重ねられています。それは湖南中校区の若い親世代における、新しい「つながりづくり」そのものでした。(中略)

校区教育運動というその姿勢と実践が、「子を鎡(かすがい)」として、校区の親たちの豊かな関係を築き上げ、差別を駆逐する力強いエネルギーになっていくことは間違いありません。

(3) 住民・当事者主体の調査の醍醐味

住民・当事者主体の調査は、多くの利点を有している。その最大のものは、「自分たちの調査である」という実感が共有されており、調査に対する当事者のエネルギーがあふれていることである。

行政調査にあっては、案外調査のされっぱなしという事態が起こる。調査報告書が出されると一件落着となり、その後は「棚の肥やし」として並べ置かれたままになる。調査票の作成はもとより、調査結果の分析も多くの場合が専門家に任せられ、当事者がその結果についての議論を深めるということは少ない。

ところが今回の調査はそれが全く異なっている。調査目的、調査スケジュール、調査内容の整理、調査票の作成、調査票の印刷、配布、回収、パソコンへのデータ入力、図表の作成、クロス集計などのリクエスト、結果についての分析議論など、それらの全てが地元の住民によって分担され進められた。パソコンへのデータ入力にも多くの住民がボランティアで参加した。そして、調査結果についての議論も実に活発である。

「みんなでワイワイ意見交換するのも興味深いです。これからグラフを作る作業に入ります！！がんばるぞ～～！！」、「見えなかった世界を見るようでおもしろい！！」。これは実務のまとめを担当した山根範恵さんからのメールである。短い言葉の中に、現地での雰囲気があふれている。今回の調査における有効回収率が84.7%に達したことは決して偶然ではない。

調査に注がれたこうしたエネルギーは、調査目的としてあった「小地域座談会」の改革、PTA活動や湖南同推協活動の活性化の実践に転化されていくに違いない。この調査をやりきったという協働の体験と達成感、湖南地区のまちづくりの大きな財産を形成した。

（４）住民・当事者主体の調査の困難点

もちろん、住民・当事者主体の調査はよいことばかりではない。課題の一つは、調査の科学性である。特に量的調査においては、標本抽出の科学性が決定的である。統計学的にはその集団に占める標本の代表制が確保されなければならない。その根本になるのが母集団リストの作成である。例えば今回の調査においても、当初は対象者を抽出する方法で検討されていた。しかし、その抽出する母集団のリストは住民基本台帳か選挙人名簿となる。前者は個人情報保護の観点から行政の協力を得ることはできない。後者であると外国籍住民は除外され、また今回取り上げたいと考えた15歳～19歳の若者住民の意識を把握することができない。こうした限界の前に、結局、悉皆調査として実施された。作業量は増えたが、それは関係者の努力で乗り越えることとなった。

調査票の作成における一定のルールや入力されたローデータの加工なども一般市民には縁遠いものであり、住民・当事者主体の調査を困難なものに感じさせる。しかしこうした点は、専門家のほんの少しのアドバイスやデータ加工の協力によって簡単に克服できる。

調査の合意形成も住民・当事者主体の調査ではしばしば課題になる点であ

る。行政調査ではこうした苦労は議会でその予算が承認されれば問題とはならない。ところが、今回の調査では、「区長会議」という平場の会議においてこの調査が承認されることが求められた。部落問題を中心とした人権に関する調査の必要性はなかなか理解してもらいがたい。反対する意見もないとは限らない。しかも「留置法」という調査方法における、配布と回収をこの区長さん達に担ってもらうのである。そのような状況の下で、全会一致を実現しなければならなかったのである。中心メンバーの苦労の末に調査は無事承認されたが、事務局を担ったこれら人々の、日頃の地域に対する献身的な姿勢がものをいっただけに違いない。

住民・当事者主体の調査における困難として予算の問題も大きなハードルである。いくらボランティア活動として実施するといっても、調査票の紙代など最低必要な費用は生じる。今回の調査の場合、「鳥取市人権のまちづくり委託事業」に応募し、獲得した98300円によって運営された。「柵からばた餅」はない。待っていては何もはじまらない。活用できる社会的資源はないか、そしてそれに積極的にアプローチするチャレンジ精神が住民・当事者主体の調査を実現するには求められる。

(5) 住民・当事者主体の調査の社会的意義

住民・当事者主体の調査には、様々な困難や課題が待ち受ける。しかしその難しさを見る余り、その価値を見失ってしまってはならない。例えば、先に取り上げた母集団リストが手に入らない場合、あるいは無作為に抽出することができない場合である。今回の調査はそれを悉皆調査として乗り越えたがそれもできないケースもあろう。

例えば、調査に賛同してくれる地域住民がPTAの会員だけに限られ、しかも留置法を実施するだけの体制が整えられない状況におかれることもあるかもしれない。そうした場合、仕方がないのでPTAの総会で参加者に調査票を配

り、記入してもらって実施したとしよう。これは明らかに地域住民の意識を代表していない。しかし、PTA 総会参加者の意見としては立派な「集合調査」である。そこから取り組みははじまるのであり、まずは PTA 会員の意識を把握した調査として高く評価されるものである。

そもそも、はじめての領域における実態把握に整理された母集団リストなど存在しない。とりわけ被差別マイノリティ市民を対象にした調査では、一体誰がその対象者であり、どこに住んでいるのかも把握されていないことが一般的である。「科学的調査」が実施できないこと自体が社会的マイノリティの人々の置かれている実態である。そんな場合は、「機縁法」と呼ばれる標本確保などが活用されている。

部落問題調査においては、2005 年 1 月に開催された部落解放第 50 回全国女性集会において、参加者に対するアンケート調査が実施された。調査に向けては、女性対策部（現女性運動部）のメンバーが調査内容の検討、調査票の作成、プリテストの実施など自分たちの調査を自分たちの手で作り上げていった。被差別マイノリティにおける複合差別の実態把握の先駆けとなったこの調査などは、集会参加者が決して部落の女性集団を科学的に代表するものでは無かったであろうが、大きな意義をもつ調査として高く評価されている。この取り組みがやがてアイヌ民族の女性や在日コリアンなどの女性における調査と共鳴し、国連においても高く評価されていった。

住民・当事者主体の調査の社会的意義は極めて高い。今回の調査が、そのことを改めて確認する機会になればありがたい。

[2] 調査の概要

(1) 調査の目的

湖南地区同和教育推進協議会設立約半世紀近くになるのを機に、これまでの取り組みの成果と課題を総括し、これからの地区の人権意識をはぐ

くみ続けるための基礎資料とすることを目的に実施した。

(2) 調査日

2015年1月23日～2月13日

(3) 調査の方法

留置法【調査票配布・回収】 各集落責任者（区長等）により配布・回収

(4) 調査対象

2015年1月1日現在で15歳以上の湖南地区に暮らす人で各集落において把握できた1619人。悉皆調査。

(5) 有効回収

1371名（回収率84.7%）

(6) 調査主体と調査体制

調査実施主体 湖南地区同和教育推進協議会

協力 湖南地区区長会・湖南地区まちづくり協議会・湖南地区
ゆうゆう会

湖南学園PTA・湖南保育園後援会・鳥取市中央人権福祉
センター

【参照】湖南地区同和教育推進協議会について

湖南地区の同和教育、人権啓発を推進する組織。公民館長、まちづくり協議会、地区区長会、吉岡温泉総区長、湖南保育園。湖南学園、ゆうゆうクラブ（敬老会）、保育園後援会、湖南学園PTA、湖南PTAの会（以前の3P会）、教育振興会、児童館、中央人権福祉センター湖南分館、部落解放同盟谷山支部、高殿支部、老人いこいの家管理者、青少年・防犯協会、子ども会育成会の18団体の長（代表）と各区長22名と各区の協力員（区長がかねているところもあります）が評議員となっている。

[3] 分析 1 : 人権意識と差別撤廃の態度や行動との関係

(1) 分析 1 の目的

湖南地区での取り組みの目的は差別をなくし、人権尊重の地域作りを推進することである。そのためには住民の人権意識を高め、それが差別撤廃の実際の態度や行動となり実践されることである。本調査では、住民の人権意識を問 8 および問 9 で尋ねている。また差別撤廃の実際の態度や行動については、差別的な発言に出くわした時の態度として問 17 で取り上げている。では、人権意識と差別撤廃の態度や行動とは結びついているのだろうか。これがここでの分析目的である。

(2) 湖南住民の人権意識

1. 問 8 様々な人権課題に関する認識

問 8 では、ハンセン病問題、身元調査問題、外国人差別、障害者差別、引きこもり問題、個人情報問題、労働権の問題、女性差別、子どもの権利の 9 つの人権課題についての認識を尋ねている。いずれも人権無視の対応を例示し、「問題あり」から「問題なし」の 4 ランクで考え方を尋ねている。表 1 は、回答結果である。

なおそれぞれの人権課題に突いての回答結果は、相互に深く関係していることをスピアマンの相関係数によって確認しておく。そのために、各例示において、「1. 問題あり」に 4 点、「2. どちらかといえば問題あり」に 3 点、「3. どちらかといえば問題なし」に 2 点、「4. 問題なし」に 1 点の人権意識得点を与える。

表 2 はこうした (1) ~ (8) のそれぞれの人の得点結果がお互いに強く相関していることが示されている。例えば、「ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること」について、「問題あり」と考えている人は、(2) ~ (9) の例示に対しても問題ありと考えているということである。

表 1 問 8 様々な人権課題に関する認識

	総 数	1	2	3	4	5	平均 得点
		問 題 あ り	あ い ど り え ち ば ら か 題 と	な い ど り え ち ば ら か 題 と	問 題 な し	明 無 回 答 ・ 不	
(1) ホテルや旅館がハンセン病回復者などの宿泊を断ること	1371	45.4%	30.8%	10.6%	6.2%	6.9%	3.24
(2) 結婚の際、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査をすること	1371	37.5%	31.3%	16.3%	8.6%	6.3%	3.04
(3) 外国人であることを理由にマンションなどの入居を拒否すること	1371	43.4%	33.6%	8.7%	7.4%	6.9%	3.21
(4) 障がい者であることを理由にマンションなどの入居を拒否すること	1371	49.2%	29.5%	7.6%	6.9%	6.9%	3.30
(5) ひきこもり状態になるのは、本人の責任が大きいかんがえること	1371	26.6%	44.4%	13.9%	6.7%	8.4%	2.99
(6) 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道すること	1371	60.5%	23.7%	4.5%	4.6%	6.6%	3.50
(7) 景気の悪化などを理由に、パート・アルバイトなどの非正規雇用から解雇すること	1371	38.7%	33.8%	13.5%	6.7%	7.4%	3.13
(8) 親の介護や世話は、女性の役割だと考えること	1371	56.9%	31.3%	3.4%	2.8%	5.7%	3.51
(9) 保護者や教師がしつけや指導のために、ときには体罰を加えることも必要だと考えること	1371	25.2%	34.8%	24.9%	9.0%	6.1%	2.81

ここで用いている相関係数はスピアマンの順位相関係数である。相関係数とは、2つの変数の関わりを検証するものである。数字の符号（プラス・マイナス）は関わりの方角を示しており、一方の変数の番号が大きくなる（小さくなる）ほど、他も大きくなる（小さくなる）場合、符号はプラスとなる。逆に、一方が大きくなるほど他方が小さくなる場合、符号はマイナスになる。

例えば、自動車の走行距離とタイヤの回転数は、走行距離が増えるほど回転数も増えるからプラスの相関がある。逆に、走行距離とガソリンの残量は、走行距離が増えるほど残量は経るからマイナスの相関がある。スピアマンの相関係数とは、こうした数字そのものではなく、内容のレベルに順位を与えてそれに番号を付けることによって相関関係を見るものである。

相関係数の数字の絶対値の大きさは、相関の強さを示している。数字の右に書かれた「*」や「**」は、この相関係数が統計的な意味を持つものであるかどうかを示している。「**」の場合は1%水準で有意である（100回同じ調査を行えば99回が同じ結果になる）ことを、また「*」の場合は5%

水準で有意である（100 回同じ調査を行えば 95 回が同じ結果になる）ことを示している。これが付いていない場合は、統計的な意味は持たないと判断される。

なお nq 81 は、問 8（1）の回答を示している。

表 2 問 8 の回答結果の相関係数

		相関係数									
		nq81	nq82	nq83	nq84	nq85	nq86	nq87	nq88	nq89	
Spearmanのρ-	nq81	相関係数	1.000	.460**	.513**	.533**	.315**	.280**	.263**	.331**	.219**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1276	1271	1262	1262	1238	1261	1257	1269	1266
	nq82	相関係数	.460**	1.000	.560**	.562**	.287**	.279**	.338**	.322**	.308**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1271	1285	1272	1271	1247	1269	1266	1278	1275
	nq83	相関係数	.513**	.560**	1.000	.724**	.324**	.338**	.344**	.399**	.274**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1262	1272	1276	1268	1245	1267	1261	1273	1270
	nq84	相関係数	.533**	.562**	.724**	1.000	.339**	.394**	.340**	.378**	.238**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1262	1271	1268	1277	1244	1267	1258	1272	1270
	nq85	相関係数	.315**	.287**	.324**	.339**	1.000	.268**	.335**	.312**	.315**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1238	1247	1245	1244	1256	1250	1236	1251	1250
	nq86	相関係数	.280**	.279**	.338**	.394**	.268**	1.000	.310**	.322**	.212**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1261	1269	1267	1267	1250	1280	1260	1275	1272
	nq87	相関係数	.263**	.338**	.344**	.340**	.335**	.310**	1.000	.378**	.269**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1257	1266	1261	1258	1236	1260	1270	1268	1264
	nq88	相関係数	.331**	.322**	.399**	.378**	.312**	.322**	.378**	1.000	.260**
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1269	1278	1273	1272	1251	1275	1268	1293	1283
	nq89	相関係数	.219**	.308**	.274**	.238**	.315**	.212**	.269**	.260**	1.000
		有意確率 (両側)	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000	.000
		N	1266	1275	1270	1270	1250	1272	1264	1283	1287

** 相関係数は 1% 水準で有意 (片側) です。。

2. 問 9 差別についての認識

問 9 では、差別についての考え方を尋ねている。(1) (3) (5) (7) (9) は正しい認識を例示し、逆に (2) (4) (6) (8) (10) は否定的な認識を例示している。これらについて、「そう思う」から「そう思わない」の 4 ランクおよび「わからない」の選択肢を与えた。

そこで (1) (3) (5) (7) (9) の各例示においては、「1. そう思う」

に4点、「2. どちらかといえばそう思う」に3点、「3. どちらかといえばそう思わない」に2点、「4. そう思わない」に1点の得点を与える。また、(2)(4)(6)(8)(10)についてはその逆とした。なお「5. わからない」は欠損値扱いとした。表3は、回答結果と平均得点である。

表3 問9 差別についての考え方

	総数	1 そう 思う	2 思いど うえち らばそ かとう	3 思いど わえち らばそ かとう	4 いそ う思 わな	5 わ か ら な い	6 明 無 回 答 ・ 不	平 均 得 点
(1) 差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ	1371	51.8%	30.7%	3.6%	3.5%	5.2%	5.2%	3.46
(2) 差別は世の中に必要なこともある	1371	6.1%	14.5%	17.8%	45.0%	10.8%	5.8%	3.31
(3) あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1371	43.3%	30.8%	7.1%	4.6%	7.7%	6.5%	2.58
(4) 差別の原因は、差別される人の側に問題がある	1371	3.6%	13.1%	20.0%	45.5%	12.3%	5.5%	3.36
(5) 差別は法律で禁止する必要がある	1371	20.1%	21.4%	14.3%	18.5%	19.3%	6.3%	3.26
(6) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ	1371	23.4%	36.3%	8.8%	12.3%	12.6%	6.6%	3.22
(7) 差別される人の話をきちんと聞く必要がある	1371	43.0%	33.0%	4.4%	4.2%	9.0%	6.3%	3.31
(8) 思いやりや優しさを持てば、差別問題は解決できる	1371	15.3%	29.8%	16.5%	18.5%	14.4%	5.5%	2.12
(9) 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1371	39.2%	32.9%	6.3%	5.5%	10.1%	6.0%	2.48
(10) 差別の原因は、差別する人の側に問題がある	1371	21.5%	32.7%	11.7%	12.9%	15.5%	5.6%	2.20

3. 問8 様々な人権課題に関する認識と問9 差別についての考え方の相関関係

表4は、問8 様々な人権課題に関する認識と問9 差別についての考え方に関する得点における相関係数を調べたものである。なお、「q8 tokuten」は問8の得点を示しており、「q9 tokuten」は問9の得点を示している。明らかなように、両者は強く相関していることが示された。

個々の人権課題についての認識(問8)は互いに深く関わっており、こうした人権課題に関する認識と差別についての考え方(問9)も深く関わっている。

表 4 問 8 の得点と問 9 の得点の相関係数

		相関係数	
		q8tokuten	q9tokuten
Spearmanの ρ	q8tokuten	相関係数	1.000
		有意確率 (両側)	.540**
		N	1207
	q9tokuten	相関係数	.540**
		有意確率 (両側)	1.000
		N	708

** 相関係数は 1% 水準で有意 (片側) です。

(3) 湖南住民の差別発言に対する態度

差別的な発言に出くわした時の態度については問 17 で質問している。結果は図 1 の通りである。回答選択肢の内、1 および 2 は差別をなくそうと対応する態度でありこれを「1. 積極的態度」とくる。3. 4 および 5 は加担したり見て見ぬふりをする事からこれを「2. 同調・回避的態度」とする。なお「1. 積極的態度」に 2 点、「2. 同調・回避的態度」に 1 点の得点を与えておく。

「積極的態度」、「同調・回避的態度」という形で類型化した場合の結果は図 2 となる。

図 1 問 17 差別に出くわしたときの態度

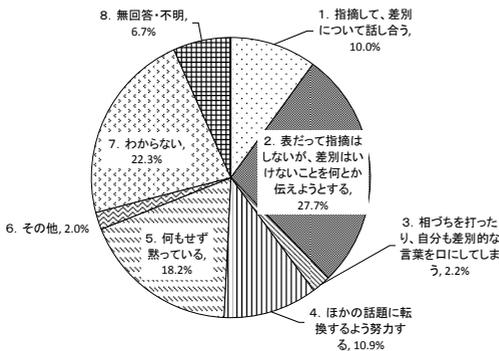
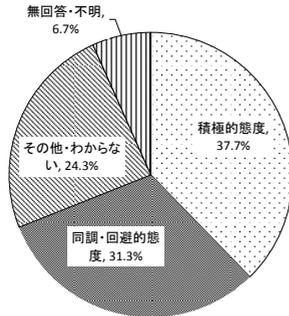


図2 問17 態度別割合



(4) 人権意識と態度や行動との関係

表5は、人権意識(問8・問9)と態度や行動(問17)の得点における相関係数である。お互いが強く相関していることがわかる。

様々な人権課題に対する認識(問8)と差別についての考え方(問9)そして差別に遭遇した時の態度(問17)は深く結びついている。様々な人権課題に対する認識が高く、差別について正しい考え方をもっている人は差別に総合したときにおいてもそれを指摘したり、差別的態度の人に誤りを伝えようとしたりするなどの行動をとる。逆に、様々な人権課題や差別についての認識が低い人は、差別に出くわしたときに加担したり回避したりして、差別の拡散に加わってしまっている。

表5 人権意識(問8・問9)と態度や行動(問17)の得点における相関係数

		相関係数			
		q8tokuten	q9tokuten	nq17	
Spearmanのρ-	q8tokuten	相関係数	1.000	.540**	.254**
		有意確率(両側)	.	.000	.000
		N	1207	708	866
	q9tokuten	相関係数	.540**	1.000	.331**
		有意確率(両側)	.000	.	.000
		N	708	738	591
	nq17	相関係数	.254**	.331**	1.000
		有意確率(両側)	.000	.000	.
		N	866	591	946

** 相関係数は1%水準で有意(片側)です。。

(5) 分析1のまとめ

1. ハンセン病回復者の人権、結婚の際の身元調査問題、外国人で人権、障がい者の人権、ひきこもり状態の問題、犯罪被害者やその家族のプライバシー、非正規雇用労働の労働権、女性の家での役割、体罰問題などに対する認識は互いに深く関わっている。
2. こうした人権課題に関する認識と差別についての考え方もお互いに深く関わっている。
3. 差別の遭遇したときの態度は、人権課題に関する認識や差別についての考え方に影響を受けている。生活現場における差別の現実を一つ一つ克服していくのか、放置したり助長してしまうのかは差別の撤廃に決定的に重要であるが、こうした態度は人権課題に関する認識や差別についての考え方によるところが大きい。
4. 正しい人権課題に関する認識や差別についての考え方を広げ深めていく取り組みの重要性が明確に示された。

[4] 分析2：人権意識に影響を与えているもの

(1) 分析2の目的

分析2は、こうした人権課題に関する認識（問8）や差別についての考え方（9）が何によって影響を受けているのかを探ることである。

まずは、問8および問9の得点を合計し（どちらも回答している場合のみ対象とする）、これを人権得点とする。この人権得点と他の要因（他の質問項目）との関わりを調べていく。

人権得点については、その分布が可能な限り三等分になるようにランク付けをし、29～56点を「1. 低い」、57～63点を「2. 中位」、64～76点を「3. 高い」とした。これら人権得点ランクと、調査の各項目との相関関係を算出した。

(2) 人権得点と関わっているもの

表6は、人権得点の低中高ランクと他の質問との相関係数を一覧にしたものである。相関係数の算出にあたっては、いずれも「不明」「無回答」を欠損値扱いとした。一覧から次のことがわかる。

1. 人権得点と年齢（問2）は関係がない
2. 学歴（問4）が高いほど人権得点は高い傾向にある
3. PTAの会員であるかその経験のある人（問6）ほど人権得点は高い傾向にある
4. 自尊得点（問7）が高いほど人権得点は高い傾向にあるが弱い
なお、自尊得点とは、問7の回答結果において自尊感情の高い項目である(1)(2)(4)(7)(8)において「1. かなり当てはまる」に4点、「やや当てはまる」に3点、「あまり当てはまらない」に2点、「4. 全く当てはまらない」に1点を与えたものである。逆に自尊感情の低い項目である(3)(5)(6)については「1. かなり当てはまる」に1点、「やや当てはまる」に2点、「あまり当てはまらない」に3点、「4. 全く当てはまらない」に4点を与えた。
5. 小学校での人権学習の経験（問11）は人権得点と関係はない
6. 中学校、高校、大学、市民研修会に参加している人（問11）ほど人権得点は高い傾向にあるが弱い
7. 職場研修会、PTA研修会に参加している人（問11）ほど人権得点は高い傾向にある
8. 湖南地区人権研修会に参加している人（問12）ほど人権得点は高い傾向にある
9. 同和地区に住んでいる人（問14）の方が人権得点は高い傾向にある
10. 同和地区に友人がいるかどうか（問14）は人権得点と関係がない
11. 同和地区の施設を利用したことがある、同和地区の人との交流事業やイベ

ントに参加したことがある、PTA活動で同和地区の人と一緒に取り組んだことがあるなど、同和地区住民との協働経験のある人（問14）ほど人権得点は高い傾向にある

12. 小地域座談会によく参加する人（問20）ほど人権得点は高い傾向にあるが弱い

表6 人権得点との相関係数

問2		年齢(低い→高い)	-0.017	
問4		学歴(低い→高い)	0.158	***
問7		自尊感情得点(低い→高い)	0.085	*
問6		PTA会員の経験(あり→なし)	0.113	***
問11	学習経験 (あり→なし)	小学校	0.061	
		中学校	0.075	*
		高校	0.099	***
		大学	0.080	*
		市民研修会	0.098	***
		職場研修会	0.162	***
		PTA研修会	0.185	***
問12	湖南地区	人権研修会(よく参加→不参加)	0.154	***
問14	同和地区 との関わり (ある→ない)	住んでいる	0.124	***
		友人がいる	0.064	
		地区の施設を利用	0.175	***
		交流やイベントに参加	0.157	***
問20		小地域座談会への参加(あり→ない)	0.163	***

***は相関係数が1%水準で有意、**は相関係数が5%水準で有意

(3) クロス集計表での確認

表6で相関係数が0.081以上のレベルにおいて関係があると示された項目について、クロス集計によってその状況を確認しておくとなつていく。なお自尊感情得点（問7）は、8点～20点を低い、21点～23点を中位、24点～32点を高いとしている。

表7 人権得点とのクロス集計表

			該当数	人権得点		
				低い	中位	高い
問4	学歴	中卒	82	45.1%	32.9%	22.0%
		高卒	361	40.2%	33.2%	26.6%
		短大卒	112	36.6%	30.4%	33.0%
		大卒	139	22.3%	34.5%	43.2%
問6	PTA会員	現在会員	75	24.0%	34.7%	41.3%
		過去会員	340	35.3%	31.5%	33.2%
		会員経験無し	280	41.4%	34.6%	23.9%
問7	自尊感情	自得点低い	258	40.0%	32.0%	28.0%
		得点中位	298	37.6%	36.5%	26.0%
		得点高い	291	28.8%	34.3%	36.9%
問11	職場での人権研修	受けた	267	27.7%	34.5%	37.8%
		受けていない	437	41.9%	33.2%	24.9%
	PTAでの人権研修	受けた	250	29.6%	26.8%	43.6%
		受けていない	454	40.3%	37.4%	22.2%
問12	湖南地区での人権研修会	よく参加	63	20.6%	36.5%	42.9%
		ときどき参加	171	31.0%	29.8%	39.2%
		1～2度参加	189	41.3%	33.9%	24.9%
		不参加	274	41.2%	35.0%	23.7%
問14	同和地区の住民	住民である	55	21.8%	29.1%	49.1%
		住民でない	636	38.2%	33.8%	28.0%
	同和地区の施設利用	利用あり	181	23.2%	37.0%	39.8%
		利用無し	511	41.7%	32.3%	26.0%
	同和地区住民との交流、イベント参加	参加あり	190	27.9%	30.5%	41.6%
		参加無し	502	40.2%	34.7%	25.1%
	PTAで一緒に取り組み	あり	206	28.2%	30.6%	41.3%
		なし	485	40.6%	34.8%	24.5%
問20	小地域座談会	よく参加	91	18.7%	33.0%	48.4%
		時たま参加	264	22.7%	39.0%	38.3%
		不参加	455	37.6%	33.8%	28.6%

[5] 分析3：同和地区住民と同和地区外住民の意識の比較

(1) 分析3の目的

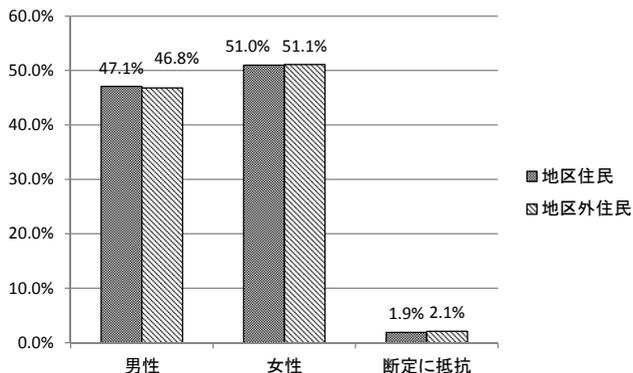
湖南地区には2カ所の部落が存在している。本調査ではこのことに関して、問14の「同和地区やその住民の方との関わり」において、「1. 同和地区に住んでいる」という選択肢を設けている。今、この「1. 同和地区に住んでいる」に○を付けた人を同和地区住民（以下、地区住民）と捉え、それ以外の人を同和地区外住民（以下、地区外住民）と捉える。分析3では、調査結果を同和地区内外住民の結果を比較して検証する。

(2) 地区内外の比較

1. 性別 (問1)

図3は問1の性別の回答結果を示している。性別比率に地区内外の違いはない。

図3 性別構成

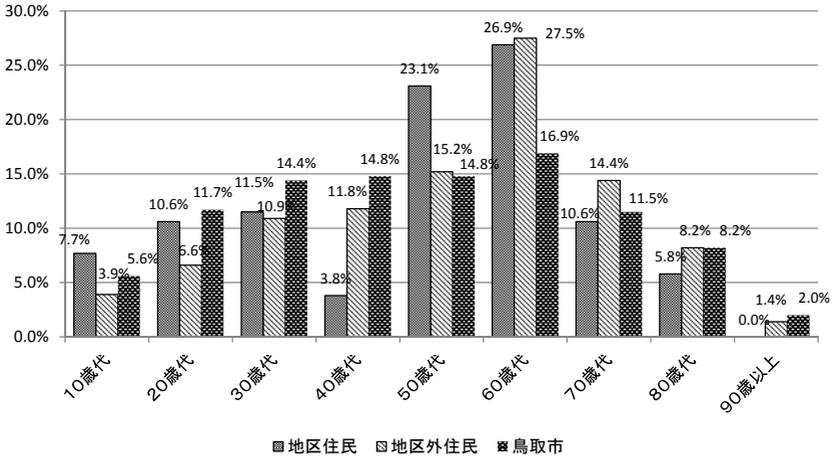


2. 年齢階層 (問2)

図4は、15歳以上における地区内外の年齢階層別人口比率である。地区内外とも高齢化が進んでいるが、60歳以上の割合は地区が43.3%であるのに対して、部落外は51.5%となっており地区外の方が高齢者の比率が高い。

なお参考までに、鳥取市全体の15歳以上の年齢階層別人口比率（鳥取市HP、2015年2月）を加えている。

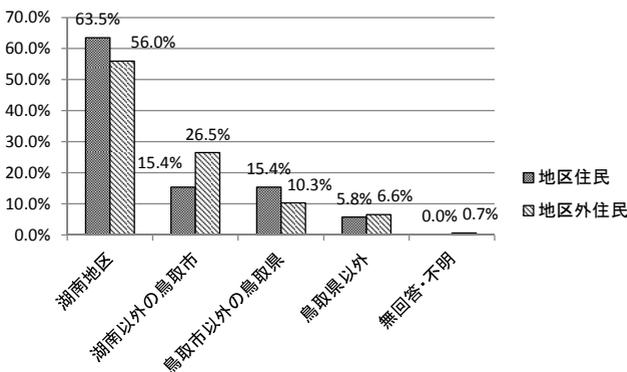
図4 年齢階層構成



3. 湖南地区との属地性 (問4)

図5は、中学生時代を過ごした地域を質問している問4の回答結果である。地区住民の場合は湖南地区が63.5%であるが、地区外は56.0%であった。湖南地区以外の鳥取市からの流入は、地区の場合15.4%であるのに対して、地区外は26.5%と10ポイント以上高くなっている。

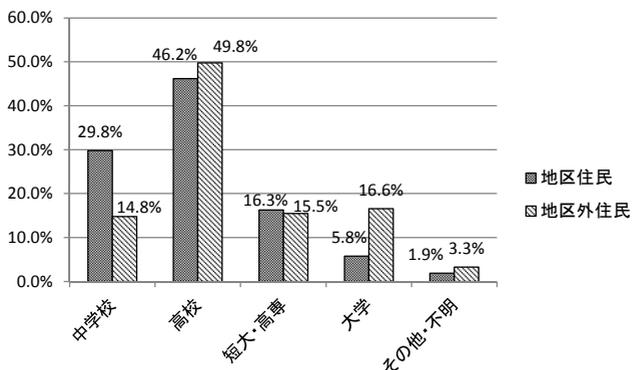
図5 中学校時代を過ごした地域



4. 学歴（問4）

図6は学歴を質問している問4の回答結果である。中卒の割合は、地区の場合が29.8%、地区外が14.1%と地区の方が15.0ポイント高い。逆に大卒の場合は、地区の場合が5.8%、地区外が16.6%と地区外の方が10.8ポイント高い。

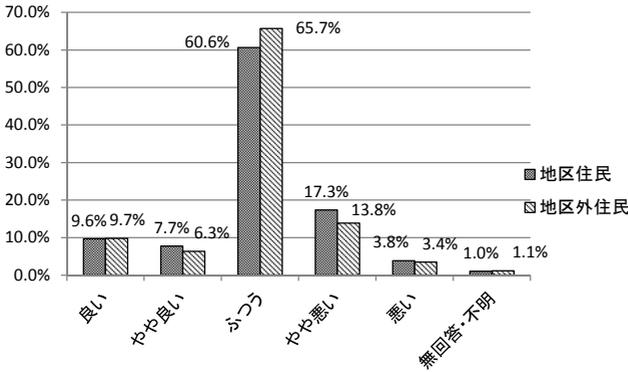
図6 学歴



5. 暮らし向きの実感（問5）

図7は、暮らし向きについての実感を質問している問5の回答結果である。地区内外において、暮らし向きに関する「良い、悪い」の違いはない。

図7 暮らし向きの実感

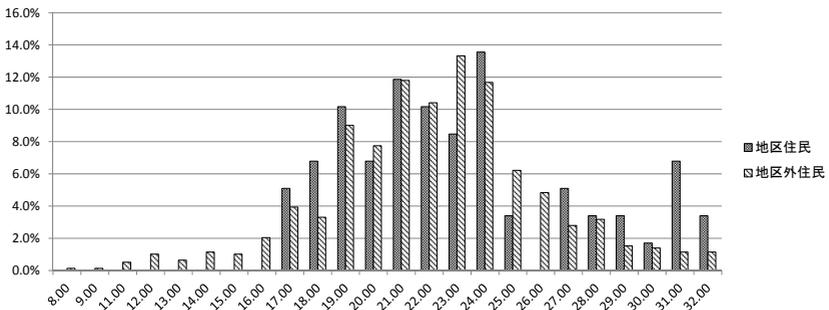


6. 自尊感情 (問7)

図8は、自尊感情に関する質問である問7の回答結果を得点化して表している。なお自尊得点は、[4](2)で示したとおりある。

合計得点は8点から32点に分布し、得点が高いほど自尊感情は高い。地区の平均点は23.2であり、地区外は22.1であった。

図8 自尊感情



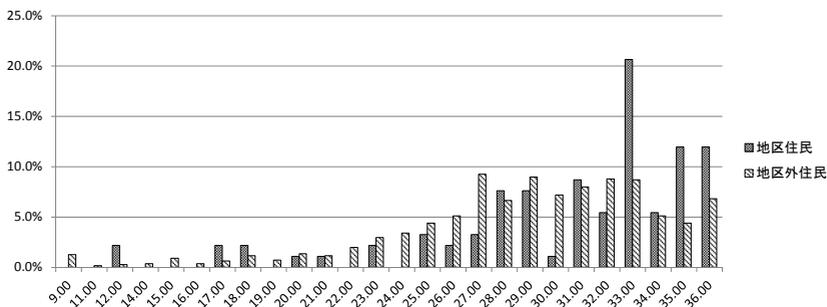
7. 様々な人権課題に関する意識（問8）

図9は、様々な人権課題に関する意識を質問している問8を得点化して表している。

問8（1）～（9）の回答において、「1. 問題あり」に4点、「2. どちらかといえば問題あり」に3点、「3. どちらかといえば問題なし」に2点、「4. 問題なし」に1点を与える。なお「無回答・不明」は欠損値扱いとした。

合計得点は9点から36点に分布し、得点が高いほど様々な人権課題に関する意識は高い。地区の平均点は30.5であり、地区外は28.7であった。地区の方が様々な人権課題に関する意識は高い傾向にある。

図9 様々な人権課題に関する意識



8. 差別に関する考え方（問9）

図10は、差別に関する考え方（人権意識）を質問している問9の回答結果を得点化したものを示している。

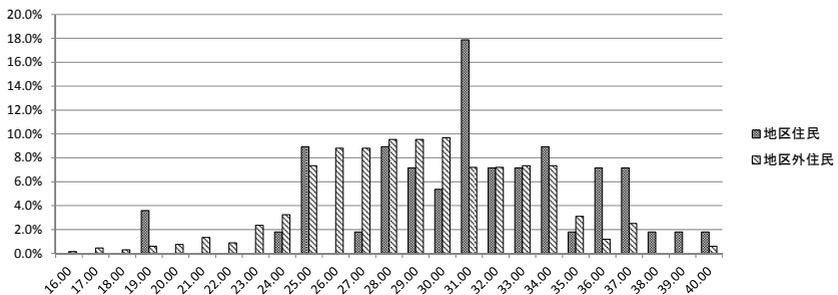
問9の回答の内、（1）差別は、人間として恥ずべき行為の一つだ、（3）あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある、（5）差別は法律で禁止する必要がある、（7）差別される人の話をきちんと聴く必要がある、（9）差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが

必要である、の項目において「1. そう思う」に4点、「2. どちらかといえばそう思う」に3点、「3. どちらかといえばそう思わない」に2点、「4. そう思わない」に1点を与える。

また、(2) 差別は世の中に必要なこともある、(4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い、(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ、(8) 思いやりやさしさを持てば、差別問題は解決できる、(10) 差別の原因は、差別する人の側に問題がある、の項目において「1. そう思う」に1点、「2. どちらかといえばそう思う」に2点、「3. どちらかといえばそう思わない」に3点、「4. そう思わない」に4点を与える。なお「5. わからない」および「無回答・不明」は欠損値扱いとした。

合計得点は16点から40点に分布し、得点が高いほど人権意識は高い。地区の平均点は30.5であり、地区外は28.7であった。地区の方が人権意識は高い傾向にある。

図10 差別に関する考え方（人権意識）



9. 差別解消の社会動向認識（問10）

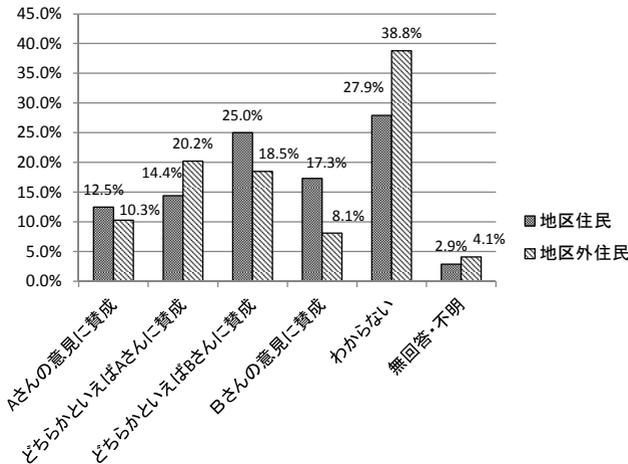
図11は、問10で質問している差別解消に関する社会動向認識についての結果を示している。なおAの意見、Bの意見とは次の通り。

Aの意見＝今日では差別は許されない状況にあり、差別する人がやがて孤立してしまう

Bの意見＝世間ではまだまだ差別が残っており、差別をなくそうとする人が孤立してしまう

地区内外とも「わからない」の割合が大きい、「差別する人がやがて孤立する」というAの意見に賛成のグループの合計は部落が26.9%、地区外が30.5%、反対に「差別をなくそうとする人が孤立する」というBの意見に賛成のグループの合計は地区が42.3%、地区外が26.6%であった。地区の方が悲観的見方が強い。

図 11 差別に関する社会動向認識



10. 部落問題や他の人権問題の学習経験（問 11）

図 12 は部落問題や他の人権問題の学習を受けた経験を質問している問 11 の回答結果である。地区内外での大きな差はない。図 13 は、中学区生時代を過ごした地域別の学習経験を示しているが、小学校や中学校での学習経験は、「湖

南地区で「中学生時代を過ごした人」において明らかに高くなっている。

図 12 部落問題や他の人権問題の学習経験

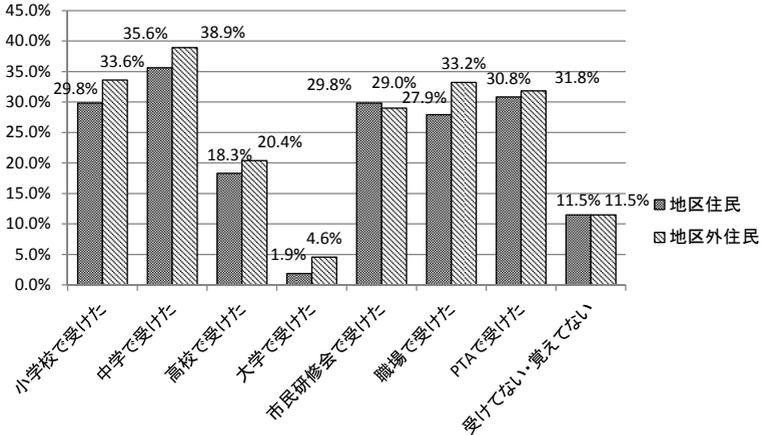
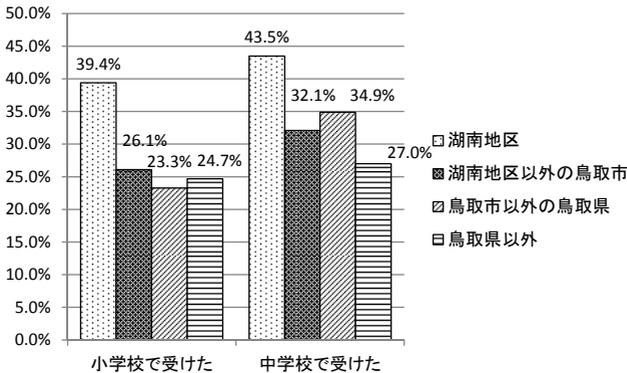


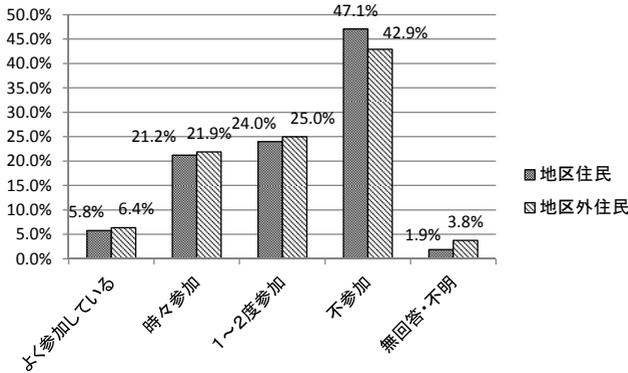
図 13 中学生時代を過ごした地域別の学習経験



11. 湖南地区での人権研修会への参加状況 (問 12)

図 14 は、湖南地区で開催される人権研修会への参加経験を質問している問 12 の回答結果である。地区内外で差はない。いずれにおいても「不参加」が 40%台にのぼっている。

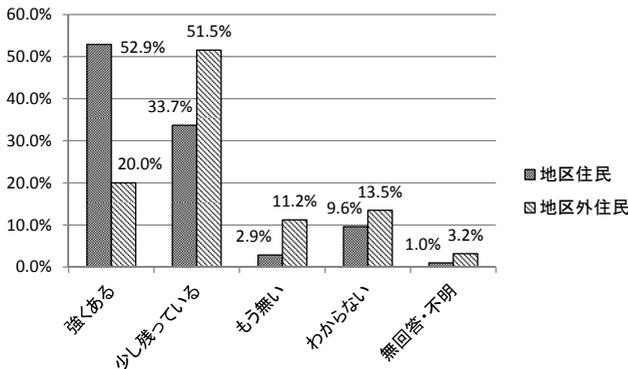
図 14 湖南地区人権研修会への参加



12. 部落差別の認知 (問 13)

図 15 は、部落差別の認知状況について尋ねている質問 13 の回答結果である。日本社会に部落差別があると認識しているかを質問した結果、地区の場合「強くある」が 52.9%と著しく高い。「少し残っている」の 33.7%を合わせると 86.6%が部落差別の現実を実感している。これに対して地区外の場合は「強くある」が 20.0%、「少し残っている」が 51.5%で合計は 71.5%であった。立場の違いによる認識のずれは大きい。

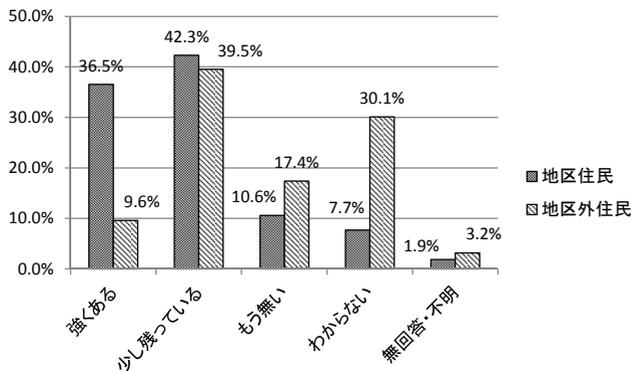
図 15 部落差別の認知



13. 湖南地区の部落差別の認知（問 15）

図 16 は、湖南地区における部落差別の存在を尋ねている質問 14 の回答結果である。地区の場合「強くある」が 36.5%と著しく高い。「少し残っている」の 42.3%を合わせると 78.8%が湖南地区における部落差別の現実を実感している。これに対して地区外の場合は「強くある」が 9.6%、「少し残っている」が 39.5%で合計は 49.1%であった。立場の違いによる認識のずれはさらに大きい。

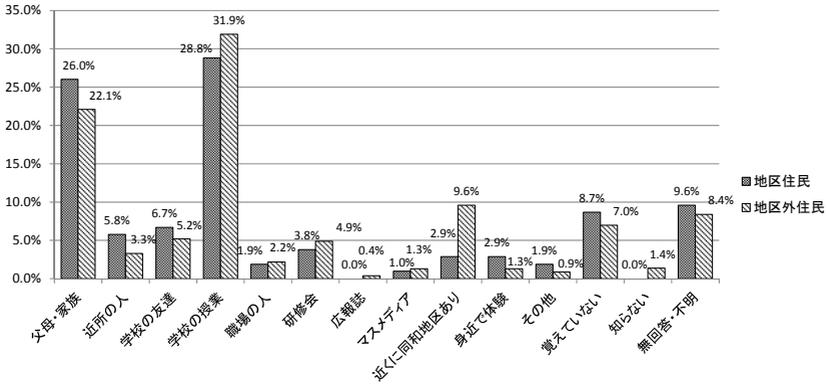
図 16 湖南地区における部落差別の認知



14. 部落問題をはじめて知った経路（問 16）

図 17 は部落問題をはじめて知った経路に関する問 16 の回答結果である。地区の場合も地区外の場合も、「学校の授業」が最も多く、ついで「父母・家族」となっている。

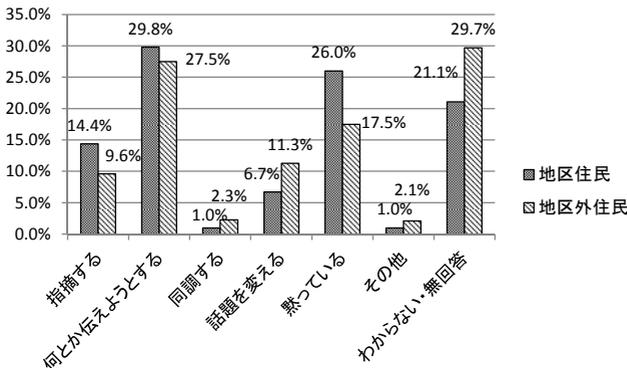
図 17 部落問題をはじめて知った経路



15. 差別発言に遭遇したときの態度 (問 17)

図 18 は差別発言に遭遇したときの態度に関する質問である問 17 の回答結果である。地区内外とも、「差別はいけないことを何か伝えようとする」割合が高い。地区の場合、「指摘する」が 14.4% と地区外に比べて 4.8 ポイント高くなっているが、「黙っている」も 26.0% と地区外に比べて 8.5 ポイント高くなっている。

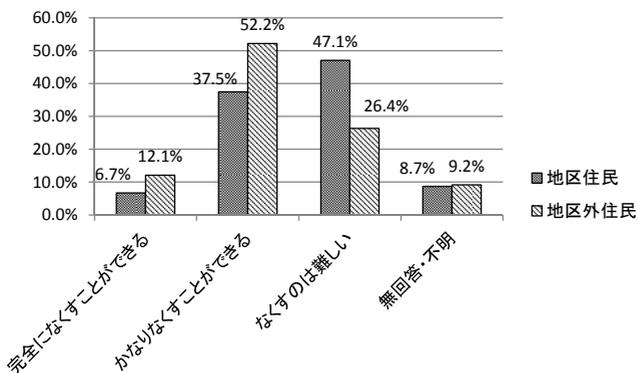
図 18 差別発言に遭遇したときの態度



16. 部落差別解消の展望（問 19）

図 19 は、部落差別解消の展望を尋ねた問 19 の回答結果である。地区の場合「なくすのは難しい」とした人が 47.1% にのぼっているが、地区外の場合は 26.4% であった。問 13 部落差別の認知や問 15 湖南地区における部落差別の認知において、地区の側は「強くある」とする人が大変高かったことと関連していると推測される。

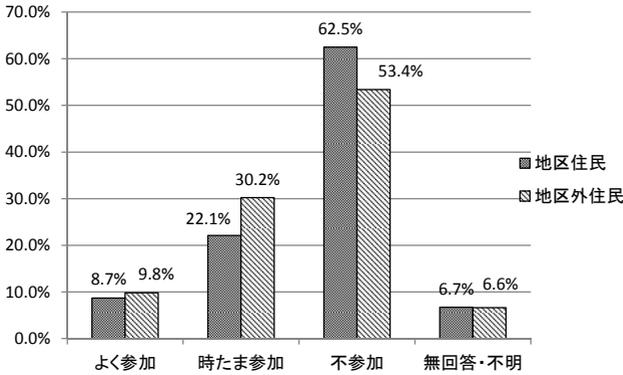
図 19 部落差別解消の展望



17. 小地域座談会への参加（問 20）

図 20 は、小地域座談会への参加状況に関する問 20 の結果である。地区において不参加が 62.5% と地区外よりも 9.1 ポイント高くなっている。「よく参加している」人は、地区内外ともに 1 割に達していない。

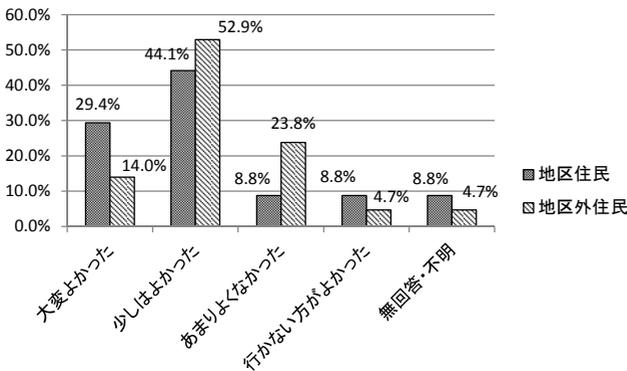
図 20 小地域座談会への参加



18. 小地域座談会の感想 (問 20 - 1)

図 21 は、小地域座談会に参加した人の感想について質問している問 20 - 1 の結果である。地区の場合「大変よかった」が 29.4%と地区外よりも 15.4 ポイント高くなっている。逆に「あまりよくなかった」は地区外が 23.8%と地区より 15.0 ポイント高くなっている。

図 21 小地域座談会の感想



[6] おわりに

本調査結果に関しては、湖南地区同和教育推進協議会より報告書が出されている。単純集計を性別、年齢階層別にクロス集計した結果がそこには記載されている。また、議論の中で出てきた様々な問題意識に関する分析結果やそれに関する見解も展開されている。調査全体の結果については是非、この報告書をご覧ください。本論は、筆者の問題意識からそれを補完するものとして行った分析結果を示したものである。